

県立学校等における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（案）

令和3年8月11日
宮崎県教育委員会

県下全域に「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

◎ 今後の対応【対応期間：8月11日（水）から8月31日（火）まで】

- 新学期の開始に際しては、時差登校・分散登校や始業式などの行事等におけるリモートの活用など、感染防止対策の徹底を図ること。
- 新学期当初の各種行事等の準備については、感染防止対策を十分に講じた上で行うこと。なお、新学期における行事等の取扱いについては、県内の今後の感染状況等を踏まえ、改めて通知を行うものとする。
- 部活動の取扱いについては別添の事務連絡（別紙①）を参照すること。

1 感染症対策について

（1）校内における感染リスクの回避について

- 感染が急増している地域や学校では、感染症への警戒を強化すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域や学校の感染状況等により、制限される活動等もあることから、教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。
- 全ての県立学校において、引き続き『県立学校における新しい生活様式』の徹底を図ること。

（2）健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の健康観察を、改めて徹底すること。
- 感染者の増加している地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、夏季休業中における部活動や課外活動等で登校する場合を含め、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 夏季休業中における部活動や課外活動等で登校する場合を含め、登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気付いた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

（3）部活動について

- 別添の事務連絡（別紙①）を参照すること。

（4）保護者等と連携した感染拡大防止策の取組について

- 感染が急増している地域や学校では、随時、児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を依頼すること。また、緊急時における職員、各家庭との連絡体制についても十分に確認をすること。

2 その他

- 県教育委員会が所管する県有施設については、文化関連施設については開館とするが、一部利用制限や開館時間短縮を行う場合がある。なお、体育関連施設については原則閉館とする。
- 上記の対応は8月11日（水）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。